料 金 表安心補償プラン

2025年1月1日実施

株式会社アースインフィニティ

I. 適 用

この料金表は,次の地域(離島地域を除く)に適用いたします。

- イ 北海道エリア 北海道
- ロ 東北エリア 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
- ハ 東京エリア 栃木県,群馬県,茨城県,埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,山梨県 および静岡県(富士川以東)
- ニ 中部エリア 愛知県, 岐阜県 (一部を除きます。), 三重県 (一部を除きます。), 静岡 県 (富士川以西) および長野県
- ホ 北陸エリア 富山県、石川県、福井県(一部を除きます。) および岐阜県の一部
- へ 関西エリア 滋賀県, 京都府, 大阪府, 奈良県, 和歌山県, 兵庫県(一部を除きます。) 福井県の一部, 岐阜県の一部および三重県の一部
- ト 中国エリア 鳥取県,島根県,岡山県,広島県,山口県,兵庫県の一部,香川県の一 部および愛媛県の一部
- チ 四国エリア 徳島県,高知県,香川県(一部を除きます。)および愛媛県(一部を除 きます。)
- リ 九州エリア 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県

II. 契約種別

契約種別は次のとおりといたします。

契 約 種 別 供給エリア		供給エリア
従量電灯	安心補償プラン	北海道, 東北, 東京, 中部, 北陸,
		関西,中国,四国,九州

III. 料 金

料金は、最低料金または基本料金、電力量料金、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金と、別表「2(燃料費等調整額の算定)」によって算定された燃料費等調整額の合計とします。ただし、請求書等の発行手数料、工事費、その他の付随するサービスの料金や違約金等が発生する場合には合計して料金を請求いたします。

IV. 最低利用期間

- (1) 料金表で定める契約種別には最低利用期間があります。最低利用期間は料金の適用開始日から起算して36ヶ月といたします。
- (2) (1) で定める最低利用期間内に、需給契約の消滅があった場合には、当社が定める期日までに以下の額(以下「解約事務手数料」といいます。)を支払っていただきます。解約事務手数料について支払を要する額は、解約事務手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。なお、2024年12月31日までにお申し込みされた需給契約については転居および廃業に伴う需給契約消滅の場合に限り、解約事務手数料を免除といたします。

	税抜額	税込額(10%時)
解約事務手数料	10,000 円	11,000 円

(3) 当社は当社が定めるところにより、(2) に定める解約事務手数料の適用を除外し、またはその金額を減額して適用することがあります。

V. 付帯サービス

- (1) 家電・住宅設備の修理サポート,家電・住宅設備の修理サポート動産総合保険(修理代金上限:税込み5万円,年間最大15万円),安心サポート(電気設備・ガス設備・ガラス・水回り・鍵のトラブルかけつけサポート)のサービス「安心補償パック」が付帯します。
- (2) 本サービスは電力需給開始日の翌月1日からご利用いただけます。
- (3) 本サービスは当社との電力需給契約1契約につき1つ付帯するものとし、電力需給契約期間中のみご利用いただけます。
- (4) 本サービスのご利用に関する事項は、安心補償パックの各利用規約に定めるものとします。
- (5) 本サービスは、お客さまの承諾なく、その内容を変更する場合があります。

VI. 契約種別の条件と料金単価

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに、お客様の申込みにもと づき適用いたします。

適用エリア	適用範囲
北海道,東北,東京,中部,	契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。または、使用する最大容量(以下
北陸,九州	「最大需要容量」といいます。)が原則として 50 キロ

	ボルトアンペア未満であること。
関西,中国,四国	使用する最大需要容量が原則 50 キロボルトアンペア未
	満であること。
	1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合
	は,最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電
	力(キロワット)との合計(この場合、1キロボルトア
	ンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワッ
	ト未満であること。ただし、1需要場所において動力契
	約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、か
人~リマサ宮	つ,お客さまの電気の使用状態,送配電事業者の供給設
全エリア共通 	備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧
	での電気の供給が適当と認めたときは、最大需要容量と
	動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)と
	の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用
	することがあります。この場合、送配電事業者は、お客
	さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設する
	ことがあります。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。

(3) 契約電流または契約容量

- イ 供給エリアが北海道,東北,東京,中部,北陸,九州エリアの場合,契約電流は,10 アンペア,15 アンペア,20 アンペア,30 アンペア,40 アンペア,50 アンペア,60 アンペアのいずれかを設定いただくか,契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。ただし,他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は,原則として,他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- ロ 供給エリアが関西、中国、四国エリアの場合、最大需要容量が50キロボルトアンペア 未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行い ます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、 他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。
- ハ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イ、ロにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき次により算定された値といたします。

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)×電圧 ボルト (ボルト)×1/1000 なお,交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は,200 ボルトといたします。なお,当社または一般送配電事業者は,契約主開閉器が制限できる電流を,必要に応じて確認いたします。

二 当社で新たに電気需給契約を締結される場合で、需要場所の受電地点設備情報照会上の契約決定方法が実量契約の場合かつイ、ロ、ハによる契約決定が困難な場合には供給開始後初月の料金算定期間の最大需要量を基に契約容量を定めるものとします。なお、供給開始2か月目以降はその1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値を契約容量といたします。ただし、その値が0.5キロワット以下の場合は、0.5キロワットといたします。

(4) 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

エリア	基本料金	
北海道	契約電流 10A または契約容量 1 k VA につき	588円00銭
東北	契約電流 10A または契約容量 1 k VA につき	588 円 00 銭
東京	契約電流 10A または契約容量 1 k VA につき	498円00銭
中部	契約電流 10A または契約容量 1 k VA につき	588 円 00 銭
北陸	契約電流 10A または契約容量 1 k VA につき	548円00銭
関西	1 契約につき最初の 6 キロボルトアンペアまで	588円00銭
	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	411 円 40 銭
中国	1 契約につき最初の 6 キロボルトアンペアまで	759 円 68 銭
	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	431 円 90 銭

四国	1 契約につき最初の 6 キロボルトアンペアまで	698円00銭
	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	397円10銭
九州	契約電流 10A または契約容量 1 k VA につき	548円00銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

a 北海道エリア

最初の50キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 35 銭
50 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 80 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	43 円 09 銭

b 東北エリア

最初の 50 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 62 銭
50 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 64 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38円30銭

c 東京エリア

最初の 50 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 80 銭
50 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 40 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38 円 46 銭

d 中部エリア

最初の 50 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 20 銭
50 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 15 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 76 銭

e 北陸エリア

最初の 50 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 86 銭
50 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 05 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34円63銭

f 関西エリア

最初の 50 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26円00銭
50 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 00 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28円00銭

g 中国エリア

最初の50キロワット時までの1キロワット時につき	34円00銭
50 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39 円 43 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39円47銭

h 四国エリア

最初の50キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 00 銭
50 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 27 銭

200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38円74銭
----------------------------	--------

i 九州エリア

最初の 50 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 37 銭
50 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 97 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 62 銭

実施期日

この料金表は、2025年1月1日から適用し実施いたします。